

資料1 杉並社会福祉士会 会則

第1条 (名称) 本会は、「杉並社会福祉士会」と称する。

第2条 (目的) 本会は、杉並区内における社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図るものとする。

第3条 (事業) 前号の目的を達成するために、社会福祉及び社会福祉士に関する次の各号に掲げる何れかの事業を行う。

- (1) 援助を必要とする人々の人権の擁護に関すること。
- (2) 倫理の確立及び資質の向上に関すること。
- (3) 職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (4) 専門領域に限わる調査研究に関すること。
- (5) 社会福祉士制度の普及啓発に関すること。
- (6) 社会福祉専門職団体その他の関連団体との連携に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第4条 (会員) 会員は杉並区内に在住又は在勤の社会福祉士とする。

第5条 (入会) 入会については以下の方法による。

- (1) 公益社団法人東京社会福祉士会から杉並社会福祉士会対象者として提示された会員に入会の意志を確認する。
- (2) 杉並独自会員として所定の入会申込書により会長に申し込む。

第6条 (退会)

- (1) 退会を希望する場合は、その旨を会長に申し出ること。
- (2) 会費を3年間未納した場合、自動的に退会とする。

第7条 (年会費) 第5条(2)による会員は、年会費として1,000円を納入する。

第8条 (議決) 以下に掲げる事項について、総会において出席会員の3分の2以上
の承認を得なければならない。

- (1) 役員の選任
- (2) 会費の変更
- (3) 事業計画
- (4) 予算及び決算

第9条 (役員) 本会には次の役員を置き、(1)(2)(3)(4)をもって役員会とする。

- (1) 会長 1名

2

(2)副会長	2名
(3)会計	1名
(4)監事	若干名
(5)会計監査	2名
(6)相談役	若干名

第10条（任期） 役員の任期は、総会の日より2年間とする。但し再任を妨げない。

第11条（その他） この会則に定めないものについては、役員会の判断とし速やかに会員に報告し、次期近の総会で承認されなければならない。

第12条（附則） この会則は平成10年9月12日をもって施行する。
(一部改正)この会則は平成26年7月12日をもって施行する。



第5号議案 杉並社会福祉士会 会則改定(案)

現行	改定案 下線が変更点
第1条 (名称) 本会は、「杉並社会福祉士会」と称する。	第1条 (名称) 本会は、「 <u>杉並社会福祉士会</u> 」と称する。
第2条 (目的) 本会は、杉並区内における社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図るものとする。	第2条 (目的) 本会は、杉並区内における社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図るものとする。
第3条 (事業) 前号の目的を達成するために、社会福祉及び社会福祉士に関する次の各号に掲げる何れかの事業を行う。 (1)援助を必要とする人々の人権の擁護に関すること。 (2)倫理の確立及び資質の向上に関すること。 (3)職務に関する知識及び技術の向上に関すること。 (4)専門領域に関わる調査研究に関すること。 (5)社会福祉士制度の普及啓発に関すること。 (6)社会福祉専門職団体その他の関連団体との連携に関すること。 (7)その他、本会の目的達成に必要なこと。	第3条 (事業) 前号の目的を達成するために、社会福祉及び社会福祉士に関する次の各号に掲げる何れかの事業を行う。 (1)援助を必要とする人々の人権の擁護に関すること。 (2)倫理の確立及び資質の向上に関すること。 (3)職務に関する知識及び技術の向上に関すること。 (4)専門領域に関わる調査研究に関すること。 (5)社会福祉士制度の普及啓発に関すること。 (6)社会福祉専門職団体その他の関連団体との連携に関すること。 (7)その他、本会の目的達成に必要なこと。
第4条 (会員) 会員は杉並区内に在住又は在勤の社会福祉士とする。	第4条 (会員) 会員は杉並区内に在住又は在勤の社会福祉士とする。
第5条 (入会) 入会については以下の方法による。 (1)公益社団法人東京社会福祉士会から杉並社会福祉士会対象者として提示された会員に入会の意志を確認する。 (2)杉並独自会員として所定の入会申込書により会長に申し込む。	第5条 (入会) 入会については以下の方法による。 (1)公益社団法人東京社会福祉士会から杉並社会福祉士会対象者として提示された会員に入会の意志を確認する。 (2)杉並独自会員として所定の入会申込書により会長に申し込む。
第6条 (退会) (1)退会を希望する場合は、その旨を会長	第6条 (退会) (1)退会を希望する場合は、その旨を会長

(2)

に申し出ること。	に申し出ること。
(2)会費を3年間未納した場合、自動的に退会とする。	(2)独自会員は、会費を3年間未納した場合、自動的に退会とする。
第7条 (年会費) 第5条(2)による会員は、年会費として1,000円を納入する。	第7条 (年会費) 第5条(2)による会員は、年会費として1,000円を納入する。
第8条 (議決) 以下に掲げる事項について、総会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。	第8条 (議決) 以下に掲げる事項について、総会において出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。
(1)役員の選任 (2)会費の変更 (3)事業計画 (4)予算及び決算	(1)役員の選任 (2)会費の変更 (3)事業計画 (4)予算及び決算
第9条 (役員) 本会には次の役員を置き、(1)(2)(3)(4)をもって役員会とする。	第9条 (役員) 本会には次の役員を置き、(1)(2)(3)(4)をもって役員会とする。
(1)会長 1名 (2)副会長 2名 (3)会計 1名 (4)幹事 若干名 (5)会計監査 2名 (6)相談役 若干名	(1)会長 1名 (2)副会長 3名 (3)会計 1名 (4)監事(会計監査を含む) 若干名 (5)相談役 若干名
第10条 (任期) 役員の任期は、総会の日より2年間とする。但し再任を妨げない。	第10条 (任期) 役員の任期は、総会の日より1年間とする。但し再任を妨げない。 <u>再任は原則として3年を限度とする。</u>
第11条 (その他) この会則に定めないものについては、役員会の判断とし速やかに会員に報告し、次期近の総会で承認されなければならない。	第11条 (その他) この会則に定めないものについては、役員会の判断とし速やかに会員に報告し、次期近の総会で承認されなければならない。
第12条 (附則) この会則は平成10年9月12日をもって施行する。 この会則は平成17年7月30日をもつて施行する。	第12条 (附則) この会則は平成10年9月12日をもって施行する。 一部改正 平成17年7月30日 一部改正 平成26年7月12日 一部改正 平成28年6月25日 一部改正 平成29年5月20日